

令和5年（行ク）第41号

神宮外苑再開発事業施行認可に対する執行停止申立事件

申立人 ロッシェル カップ 外58名

相手方 東京都（処分行政庁：東京都知事）

相手方意見書に対する意見書

令和5年3月29日

東京地方裁判所民事第51部 御 中

申立人ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫

申立人らは、相手方の令和5年3月24日付意見書（以下「相手方意見書」という。）について、次のとおり認否・反論する。

第1 相手方意見書の主張及び認否に対する認否

1 同「第2 本件事案の概要等」について

(1) 同「1 事案の概要」について

認める。

(2) 同「2 本件再開発事業の概要…」について

ア 前文及び「(1) 事業効果」について

相手方が提出する書証に相手方が主張する内容が記載されていることは認める。

イ 「(2) 個人施工者の名称」ないし「(4) 施設規模」について

いずれも認める。

(3) 同「3 本件処分に至る経緯」について

概ね認める。

2 同「第3 申立ての理由に対する認否」について

相手方の積極否認について認否する。

(1) 同2、(3)、アの第2文（「ただし」以下。6頁）について

本件再開発事業が、都市計画事業として施行されるものではないことは知らないし争う。

(2) 同3について

ア 同(2)、イの第2文（6頁）について

認める。

イ 同(3)、イの第2段落について

認める。

(3) 同5について

ア 同(1)の第2段落について

争う。

イ 同(2)の第2段落について

疎甲第7号証18頁に記載されていることは認める。

(4) 同7について

ア 同(2)の第2段落について

争う。

イ 同(3)の第2段落について

争う。

3 同「第4 相手方の主張」について

(1) 同「1 申立人適格がないこと」について

最高裁判決の内容及び申立人らの主張は認め、その余は争う。

- (2) 同「2 申立人らの主張する損害は、当該処分に連続する一連の手続の執行の停止によってその目的を達することができること」について

行政事件訴訟法 25 条 2 項の規定の内容及び申立人らの主張は認め、その余は争う。

- (3) 同『「3 重大な損害を避けるため緊急の必要」がないこと』について

申立人らの主張及び本件環境影響評価書による「生物・生態系」「騒音」「風環境」に係る影響の効果については、同評価書の記載内容がそうであることは認め、その余は争う。

- (4) 同「4 本案について理由がないとみえること」について

申立人らの主張は認め、その余はいずれも争う。

第 2 申立人らの主張

1 申立人適格について

(1) 相手方の主張

相手方は、①景観的利益は、都市計画法等の行政法規によって保護されているものとはいえない、②申立人が主張する損害は、本件処分後、権利変換処分の手続の続行等の停止等の手段によって回避することができ、本件処分事態の効力の停止を求めることができないと主張するので、次のとおり反論する。

(2) 上記①について

ア 相手方は、申立人らが主張した東京都景観条例や景観法は、本件処分の根拠法令ではないなどと主張している。

申立人らとしては、これらに加えて、東京都風致条例、環境影響評価法並びに東京都環境影響評価条例も追加して主張する。

神宮外苑地区が、歴史的・文化的価値の高い地域であることは申立書において述べたところであるが（申立書訂正申立書第 6 [同 10 頁以下]）、明

治神宮外苑は、全国及び海外からの献金と献木により、約10年の歳月をかけて、大正15年10月に竣工したものであり、竣工した大正15年9月には、日本で最初の風致地区（内務省告示134号）として指定され、都市における自然環境を守り文化的景観を育む制度として歴史を刻んできたものである。（訴甲36，37）

明治神宮の設計思想は、内苑を伝統的な「森」に、外苑を新しい「近代的公園」に意味づけ、欧米のパークシステムを参考とした連絡公園道路により内苑と外苑を一体と関係づけ、銀杏並木は街と結び、その軸上に芝生広場を設けるという構成をとっており、「近代風景式庭園」としての文化的価値が認められる。

聖徳記念絵画館は、国の重要文化財として指定されており、神宮外苑のいちょう並木は、平成14年（2002年）6月に、文化庁による名勝の指定に向けた全国調査が行われた際に、『近代の庭園・公園に関する調査研究報告書』において「重要事例」として位置づけられており、神宮外苑は、国際社会に誇れる「近代日本の公共空間を代表する文化的資産」として文化的価値を有する。

神宮外苑は、銀杏並木や多数の樹木により、全体として美しい風景を形成している。加えて、上記風景は、美しい景観としての価値にとどまらず、全体として、歴史的、文化的価値をも有するものであり、この景観がこれに近接する地域に住む人々の豊かな生活環境を構成していることは明らかであるから、このような客観的な価値を有する景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するものというべきである。

それに加えて、行政事件訴訟法上の「法律上の利益」を有するかという観点からしても、東京都風致条例は都市の風致の維持を目的とするものであり、環境影響評価法は、環境の保全について適正な配慮がなされること

を確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするものであり、東京都環境影響評価条例（疎乙8の2）は、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とするものである。

都市再開発法に基づく再開発事業については、本件再開発事業によって侵害される神宮外苑の景観の価値及び回復困難性といった被侵害利益の性質並びにその侵害の程度をも総合勘案すると、これらの関連法規は、再開発による都市の風致や自然環境の保全や景観の保持について考慮することを求めており、神宮外苑の景観を享受する利益をも個別的利益として保護する趣旨を含むものと解するのが相当である。

したがって、申立人らのうち上記景観利益を有すると認められる者は、本件処分の取消を求めるについて、行訴法所定の「法律上の利益」を有する者と解すべきである。

どの範囲の者に上記景観利益が認められるかについては、神宮外苑が、東京都の都市計画公園であったことからすれば、東京都民であれば、上記景観利益が認められるというべきであるし、さらに、東京都民に限らず、広く日本に住み、神宮外苑を訪れて、その恵沢を日常的に享受している者もそれに含まれるというべきである。

なお、鞆の浦に関する裁判例（広島地裁平成21年10月1日判決・半判例時報2060号3頁）は著名であるが、同判決において、「鞆の浦は貴重な歴史的土木遺産として高い価値があり、2004年イコモス民家街並み国際専門文科学術委員会、2005年国際イコモス総会、2006年イコモス法律行政財政国際専門文科問題委員会において、繰り返し鞆の浦の保存に関する勧告が行われている。」と認定されている。

イコモス（国際記念物遺産会議）は、世界の歴史的な記念物（あるいは歴史

的建造物)及び遺跡の保存に関わる専門家の国際的な非政府組織であり、ユネスコのヴェネツィア憲章に基づき設置された記念物および遺跡の保護に関するユネスコの諮問機関である。

神宮外苑についても、日本イコモス国内委員会は、令和4年2月7日付提言書において、「国際社会に誇る『公共性・公益性の高い文化的遺産』である」として次世代に継承すべきであることを提言しており、世界的に価値のある遺産として保存すべきことが指摘されており、その歴史的・文化的価値については国際的機関からも高い評価を得ていることが認められるのであり、申立人らの景観を享受すべき利益を考えるに当たって十分に考慮されるべきである。

イ 相手方は、申立人のうち、近隣である北青山1丁目アパートの住民については、建築工事やその工事の完成により、騒音や風害の被害を受けるおそれがあることを申立人適格の理由としていることについて特に言及していないが、後述するように、確実にこれらの被害を受けるおそれがあることから、「法律上の利益」を有するというべきである。

また、本件環境影響評価書においては、本件再開発により環境の影響を受ける地域が示されているところであり（疎乙10の2・208頁～223頁、疎乙10の3。413頁～420頁）、その範囲に居住する申立人らも「法律上の利益」を有すると判断されるべきである。

(3) 上記②について

ア 相手方は、申立人らが問題とする神宮第二球場の解体工事等については、本件処分の効力によって行われるものではなく、本件処分後、権利変換処分の手続の続行等の停止等の手段によって回避することができ、本件処分事態の効力の停止を求めると主張する。

相手方は、都市再開発法には、市街地再開発施行認可前に、施行地域内にある建築物を除却することを制限する規定はなく、同施行認可の有無に

かかわらず、同建築物を除却することが可能であるとして書証を引用するが（疎乙6・1549頁）、その解釈が権利変換認可処分前でも施行地域内にある建築物を除却することが可能かどうかは不明である。相手方は都市再開発法に除却を制限する規定がないから可能であると主張するが、権利変換認可申請をしても認可されない可能性があることを考えると、その解釈が正しいとは考えられない。権利変換処分は、認可処分に引き続いて行われることが予定されている処分であるから、認可処分がされた後で権利変換処分の前に建築物の除却が可能と解釈されているということは、それはまさに認可処分の法的効果というべきである。

イ 相手方は、神宮第二球場の解体等を阻止するのであれば、権利変換処分の後にされれば足り、本件処分について執行停止を求めることができないと主張するが、再開発事業認可処分と権利変換認可処分とは引き続いて行われる処分、一連一体の処分というべきであり、その間にほとんど期間の懸隔もないと考えられる。

また、本件再開発は、ラグビー場と野球場の用地を入れ替えての建替えの理由として「競技の継続性」を第一義におき、順次玉突き式に解体工事と建設工事を行うことにしているものであり、それぞれの施設の建設に伴う工事は相互に関連しあうものであるから、再開発事業認可処分と権利変換認可処分が形式的には別の処分であるとしても、その法的効果である建築物の解体、施設の建設、周辺樹木の伐採は、それぞれ一連一体のものであり、本件処分により重大な損害が発生するというべきであるから、行政事件訴訟法25条2項に反するものではないというべきである。

そのことは、環境影響評価審議会における審議においても、特に再開発事業認可処分と権利変換認可処分を区別して論じられておらず、これらを一体のものとしてその環境影響評価について審議されていることや、マスコミ報道においてもこれを特に区別しないで論じられていることから窺

うことができるというべきである。（訴甲 5 1）

したがって、行政事件訴訟法 25 条 2 項により、本件処分は執行停止の対象とならないとの相手方の主張には理由がない。

(4) まとめ

以上から、申立人らは、申立人適格を欠くとの相手方の主張には理由がない。

2 「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことについて

(1) 相手方の主張

相手方は、①損害の主張が抽象的な危惧感等の主張に過ぎない、②環境影響評価の結果からすれば、申立人らが受ける環境上の影響の程度は重大ではないなどと主張している。

しかしながら、以下に述べるように、その主張には理由がない。

(2) 上記①について

ア 相手方は、当該樹木との関係でいかなる権利や法的利益を有するか明らかでないなどと主張している。

しかしながら、申立人は、北青山一丁目アパートの住民及び環境影響評価の対象となる地域の住民以外については、景観利益を主張しており、その主張は明確である。

本件再開発事業の対象地域において、伐採が予定されている木は、現時点で判明している新宿区内だけでも、疎甲 4 1 号証の図面に記載のとおりであり、環境影響評価の対象である高木を除いた中低木約 3 0 0 0 本が伐採される予定である。元々、風致地区であり、東京都風致条例により、その地区にある樹木を伐採するためには、その樹木がある区の区長による許可を得ることが必要であるところ、元々、神宮外苑地区は A 地区であったにもかかわらず、本件再開発事業との関係で、東京都から新宿区に対して、樹木の伐採を容易に可能とする S 地区に配置換えすることを要請し（訴甲

42)、新宿区はこれを受け入れてS地区に変更し(訴甲43)、本件処分後に、本件事業者から申請された樹木の伐採許可申請を受けて新宿区長は伐採許可をしているが(訴甲33)、本件事業者らは、東京都の環境影響評価審議会において、中低木の本数等やその位置等を全く明らかにしておらず、新宿区長宛ての伐採許可申請書において初めて明らかにされたものである(今後、工事内容とその進捗に併せて、新宿区長に対してさらに樹木の伐採許可申請がなされることや、港区長宛の樹木の伐採許可申請がなされることが予定されている。訴甲32)。

これらの木が、一旦伐採されてしまえば、それらの木によってこれまで形作られていた生態系や景観が失われてしまうことは明らかである。

本件事業者らは、環境影響評価書において、一部(104本)の樹木については移植する方針を明らかにしているが、東京オリンピックの国立競技場新設の際にも、周辺の樹木約130本(JSC発表)が移植されたが、これらの生育状態は極めて悪く、あるものは枯死し伐採撤去されている。

中央大学研究開発機構石川幹子教授による調査では元の樹形と活力を保つ樹木はわずか3本である(訴甲40 新国立競技場移植樹木調査「失われた国立競技場の森」)。

以上の実態調査から、樹木の移植による保全は容易ではないことは明らかであり、回復困難な損害が発生することは避けられない。

したがって、多数の樹木伐採あるいは移植により、申立人らが有する景観利益を侵害することは確実であり、これにより申立人らには重大な損害が発生する。

そして、景観利益は、生命・身体等といった権利とはその性質を異にするものの、日々の生活に密接に関連した利益といえること、景観利益は、一度損なわれたならば、金銭賠償によって回復することは困難な性質のものであることなどを総合的に考慮すれば、景観利益については、本件処分

による第二球場の解体や建国記念文庫の森の撤去と樹木の伐採がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあり、緊急の必要があると認めるべきである。

イ 申立人のうち、北青山一丁目アパートの住民については、新たに建設される神宮球場との距離が現在よりも近くなることから騒音被害がより悪化することが予想される。

申立人番号 11 の居室は北青山一丁目アパート第 1 棟の 4 2 3 号室であり、本件環境影響評価書に記載されている測定高さ 11m とほぼ同レベルであり、申立人番号 13 及び同 14 の居室は、同第 1 棟の 8 1 2 号室であるところ、新野球場に最も近接する住民である上記申立人らの住居との距離は現在 300m で 54 db で基準以下であるのに、新球場からは 80m で 62 db であり、その差は 8db であり、明らかに騒音被害が悪化することが判明している（訴甲 6 3）。騒音が人体に与える影響は重大である（訴甲 5 4、甲 5 5）

それ以外の北青山一丁目アパートの住民にはこれに近い騒音被害が発生すると考えられる。

したがって、これにより、申立人らには、人体に影響のある騒音被害があると考えられるのであるから、単なる抽象的な危惧感を指摘するものではなく、具体的な損害の発生を主張しているであり、重大な損害が発生すると考えられる。

北青山一丁目アパートの住民が受ける騒音被害については、身体に対する深刻な悪影響を及ぼすと考えられる。これについても、第二球場の解体の後の新球場の建設工事とその完成により、その騒音被害が具体化する現実的なおそれ、また、これにより重大な損害を生ずるおそれがあり、緊急の必要があると認めるべきである。

(3) 上記②について

ア 相手方は、環境影響評価の結果からすれば、申立人らが受ける環境上の影響の程度は重大ではないなどと主張している。

イ しかしながら、その環境影響評価が、本件事業者が十分な情報を出さないことから、十分な審査がなされたとは言えないものであり、そのことは、本件事業者が提出した環境影響調査評価書案の審査が、令和4年2月18日～8月16日「環境影響評価審議会第一部会（1回目）～（6回目）」において実施されたが、情報提供不足を指摘する声が相次ぎ、結論が出せず、同年8月18日に開催された環境影響評価審議会総会において、答申は出されたが、事実上の継続審議とされた（疎甲10、疎甲11）。これは、本件事業者らの提出した環境影響調査評価書案が情報不足であり、不十分であるとの認識からとられた対応であると考えられる。

すなわち、同年8月18日付の処分行政庁である東京都知事による「環境影響評価書案審査意見書」（訴甲60）には、「本事業については、都民から、樹木伐採への反対意見をはじめ、先人から継承された環境を失うことへの懸念や事業計画の十分な周知・公開を求める意見など」、多くの懸念が表明されている。さらに、審議会においても、評価書案に記載された内容に対する根拠の不明瞭さや、都民と事業者との相互不信への懸念が指摘された。このことから、「事業の実施に当たっては、事業計画に関する積極的な情報公開や都民参加に努めること、着工後における環境保全措置の徹底を図るとともに継続して対策を講じていくことが重要である。なお、審議会としても今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与することで、寄与していく。」と述べられ、審議会が、今後も事業者による環境保全措置に継続的に関与するとの異例の付言がされるとともに、多くの審査項目について保全措置を求めている。

すなわち、【生態系】については、「1 樹林生態系についての予測・評価において、新宿御苑から赤坂御用地、青山霊園へ連続する緑のネット

ワークにおける生態系のつながりや、そこで拠点となる緑地の範囲を、評価書において具体的に図示すること。」、 「3 既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植木を活用した樹林地の再生計画を作成すること。」、 「4 神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺の緑のまとまりについて、ラグビー場棟の建設、及び計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画の影響を勘案し、生物・生態系の保全エリアを設定すること」、 【生物・生態系】 【景観】 共通として、 「1 保全するいちよう並木に近接して野球場棟の建設が計画され、いちよう並木への影響が懸念されていることから、野球場棟の実設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと。また、その結果を説明するとともに、調査結果を踏まえ、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。特に、いちようの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認された場合は、根を避けるため野球場棟の該当箇所の壁面後退等施設計画の工夫を行うこと。さらに、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木のモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続することで、将来にわたりいちよう並木を健全に育成すること。」、 【風環境】 として、「風環境の予測結果では、事務所棟南側をはじめ、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。」、 【景観】 として、「1 野球場棟がいちよう並木のビスタ景観に与える影響、及び野球場棟の圧迫感について、最も野球場が視認できる時期における把握が必要であることから、適切な地点からの落葉期を想定した予測・評価を追加で示すとともに、

環境保全のための措置を徹底し、影響の低減に努めること。」、「2 絵画館前広場からの眺望の変化の程度について、計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画を反映した予測・評価を評価書において示すこと。」、「3 神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺における圧迫感の変化の程度について予測・評価すること。また、ラグビー場棟の形状やデザインの決定に当たっては、圧迫感や閉鎖性を緩和するための措置を具体的に示し、実施すること。」など数多くの保全措置を具体的に示すように本件事業者に求めた。

その後、東京都は、令和4年11月30日に、本件事業から提出された環境影響調査評価書案を受理し、同年12月26日に環境影響評価審議会総会を開催して、環境影響評価書の素案について報告を受けており、上記の東京都知事意見や審議会で指摘された事項に対する本件事業の対応状況が示されたが（訴甲45）、そこにおいても、今後検討するとか、事後報告をするなどの対応が散見され、知事意見等で求められた保全措置について十分に対応しているとは言いがたいにもかかわらず、同審議会は環境影響評価書案を了承している。但し、その際に、柳会長が、「いちょう並木の保全に関しまして、今後事業者等が行うイチョウの根系調査につきましては、場合によっては神宮球場等の計画とか変更に関わる調査でもありますので、根系調査が終わった段階で、直ちに事後調査報告をしていただいて、それについての調査審議を行っていきたいと考えております。本来、事後調査報告といいますのは、対象事業に係る工事の施行中及び工事の完了後において、環境保全措置の実施状況等を調査して報告いただくというものでありますが、今回は調査の時期的に評価書にその結果を反映できていないという状況ですので、事後調査結果報告という形をとって対応させていただくということでございます。」と発言しており（訴甲44・47、48頁）、イチョウの保全に関する根系調査の結果を本件事業から事後報告させて調査することを明言している。その後、現在まで、本件事業

からの事後報告はなされていない。

ウ 本来であれば、イチョウの保全に関する根系調査に限らず、それ以外の知事意見等の対応が十分でない事項について、本件事業者に対応させた上で、了承することもできたはずであるのに、それをしないで了承した同審議会の対応は十分に審議が尽くされたとは言いがたいというべきである。日本イコモス国内委員会は、東京都が受理した環境影響調査評価書案には、虚偽の記載ないし不備があると指摘している。（疎甲24、訴甲58）。

- ① 生態系の調査・分析における科学的調査の誤りと虚偽の報告
- ② 「建国記念文庫の森」の保全に関する虚偽の報告
- ③ 「移植樹木を活用した計画」における虚偽の報告
- ④ 「いちょう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告
- ⑤ 「緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える」とする環境影響評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告

エ 日本イコモス国内委員会は、これらを指摘して、本件計画により、「調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊」がなされるとして、環境影響評価審議会における再審を要請したが（訴甲58）認められていないし。本件事業者に対して、イコモス国内委員会の指摘に対する回答を求めたが、本件事業者には何の問題もないとして何ら対応していない（疎甲17）。

オ 以上から、本件事業者は、環境影響評価書に現れた生態系の保護や景観・環境保護について、詳しい情報を出そうとしないか、または回答しない態度をとっており、事業者として故意に環境破壊を黙認している悪質な不作為があり、認可権者である処分行政庁の東京都知事は、都民や専門家の

意見を尊重した対応をすべきであるのに、環境影響評価審議会は、それをしないまま、環境影響評価書を受理し、了承している。

東京都環境影響評価条例第91条第1項第5号には、事業者が「虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき」には、都知事は当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができることとされているが、今回、環境影響評価審議会において、このように「虚偽の報告あるいは資料」が厳しく指摘されたにもかかわらず、都知事はしかるべき勧告を行っておらず、その責任を全く果たしていない。

処分行政庁である東京都知事による本件認可処分は、事業者がこの状態を放置したまま、実質的に一連の作業を開始するお墨付きを与えてしまっている形になっている。

処分行政庁である東京都知事は、本来的には、この状態を解消してから認可を出すべきところ、解消しないまま、本件認可処分をしたため、事業者の悪意ある不作為が放置され、適切で公正な事業の進め方にならなくなってしまっただけでなく、審理からの市民的観点の排除にもなっている。

したがって、処分行政庁である東京都知事がした本件処分には、その裁量の逸脱又は濫用があるというべきである。

カ 相手方は、環境影響評価の結果からすれば、申立人らが受ける環境上の影響の程度は重大ではないと主張するが、日本イコモス国内委員会が指摘するように、東京都が受理した環境影響調査評価書案には、虚偽の記載ないし不備があり、それによって示されている環境影響評価の結果はそのまま受け入れることはできず、再度正しく調査し、それに基づいて環境影響評価審議会で審理を尽くした上で得られた環境影響評価によるデータに基づいて、申立人らが受ける環境上の影響を判断すべきであり、その前提において誤りがあるから、重大な損害がないとの相手方の主張には理由がないというべきである。また、上記虚偽の調査報告が修正されないまま誤っ

たデータに基づき、「第二球場の解体に伴う樹木伐採・移植」が着手されていることは、既に、重大な損害が発生し、進行していると言わざるをえない。

(4) まとめ

以上から、申立人らについて、「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」の要件を満たしていると解すべきであり、これを否定する相手方の主張には理由がない。

3 「本案について理由がないとみえるとき」に該当しないこと

(1) 相手方の主張

相手方は、①「審理過程が非公開で情報公開がされず、市民参加の機会を与えない」との申立人らの主張はこれを裏付ける的確な資料が何ら提出されていないから単なる憶測を述べるものに過ぎない、②公園まちづくり制度を適用してはならないとの申立人らの主張は根拠不明であり、主張自体失当である、③都市計画法12条の5の1号ないし3号の要件を満たしていないとの主張については、いずれの要件も満たしている、④環境影響評価について、「事業者が十分な情報開示をしないまま行われた、環境影響評価審議会における審査は不十分」との主張はこれを裏付ける的確な資料が何ら提出されておらず、単なる憶測を述べるものであるし、それが処分の違法性を起訴づけるとの根拠も不明であるからその主張は失当であるなどと主張している。

そもそも、執行停止の消極要件として、本案について理由かないとみえることが規定されているが（行政事件訴訟法25条3項）、これは、本案について既に理由がなく、勝訴の見込みが認められないような場合にまで執行停止を行うことは執行停止制度の趣旨とするところではないという当然のことを述べた規定であり、これが消極要件の形で規定されていることからすれば、原告としては、この段階においては、本案の行政処分が違法であることまでも疎明する必要はないことを示したものであると解される。そうすると、本案

について理由かないとされるのは、行政処分の取消事由が認められないことが明白な場合など例外的な場合に限られると解すべきである（東京地裁平成15年10月3日決定・判例時報1835号34頁）。

それを前提として、以下、反論する。

(2) 上記①について

本件計画の上位指針となる「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」は第2回目以降の会議が座長の判断で非公開となっているし（訴甲61）、その委員は、学識経験者3名と行政関係者（港区街づくり支援課長、新宿区都市計画部長、渋谷区都市整備部まちづくり推進担当部長、東京都都市整備局都市づくり政策課長、東京都整備局まちづくり推進担当課長、東京都建設局公園緑地部長）だけで構成されており（訴甲62）、非常に閉鎖的で公平性を欠いている。

また、令和4年2月9日に開催された東京都都市計画審議会においては、原田委員からの質問において、東京都は、令和3年7月の時点において、本件事業者からの環境影響評価書案の提出により、約1000本の木の伐採、移植が計画されていることを知っていたのに、同年12月14日に実施した住民説明会において、その説明をしたり、伐採予定の木に関する資料を見せなかったことが明らかになるとともに、石川幹子教授が作成した立体模型の持ち込みが同都市計画審議会では禁止されたこと、同日の会議の終盤に、原田委員が神宮外苑地区についての採決を保留し継続審議にすべきであるとの動議を出したが、会長はこれを無視して採決をとり、賛成多数で可決させており（訴甲47）、極めて強引な議事運営がされていることが認められる。

また、令和3年12月14日の住民説明会においては、住民からの不安、不満、疑念の声が紛糾し、1時間の予定が3時間にも及んだ。

その間、都と各区の行政担当者は、何を聞いても「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針にかなっている」「ここは説明会で意見交換会で

はない」と繰り返し、いっさい住民の意見を受けつけることのない不誠実な対応であり、「意見があるなら意見書を出すように」と、わずか2週間の縦覧期間中のパブコメ提出を指示するのみであった。

これらは、「審理過程が非公開で情報公開がされず、市民参加の機会を与えない」との申立人らの主張を裏付けており、相手方の主張には理由がない。

(3) 上記②について

「公園まちづくり制度」は、おおむね50年以上前に都市計画公園として区域を指定したものの、公園として買収、整備できず、実態としては密集住宅地のような空間になってしまった都市計画公園区域内の「未供用地」の一部を公園区域から外して、その区域を再開発することによって、地区施設としての緑地等を備えた、公園に準ずるような空間にしようとする制度であるが、法律や条例で決めた制度ではなく、東京都内部の「要綱」でしかない。

ところが、神宮外苑地区では、空間的には現状のままで公園となりうるラグビー場等の敷地（この地域は住宅密集地ではなく、再開発によって不燃化、有効空地进行を整備したりする必要が全くない地区である。）を「未供用区域」として扱い、しかも、この区域そのものではなく、既に供用土地となっている神宮球場の敷地などを含む土地を、都市計画公園区域から外し、都市計画公園では建てられないオフィスビル等を建てられるようにした上で、この区域と、さらに都市計画公園内の区域を再開発しようとするものであり、本来の「公園まちづくり制度」の趣旨から大きく逸脱する不適切な運用であるから、その制度の濫用というべきである。

公園まちづくり計画の審査が、前述したように非公開で、有識者三名以外には行政関係者だけで構成された検討会で、公聴会や縦覧・意見書等の市民参加が全く行われておらず、再開発に関する環境アセスメントも終わっていない段階で、都市計画審議会において、「まちづくり計画」に即した「公園区域の変更」と「地区計画の変更」を、緑地環境に対する影響や歴史的環境

保全について十分に検討しないまま、わずか1回の短時間の審議を行っただけで他多数決で決定しているが、十分な審議が尽くされておらず、その審議には重大な瑕疵がある（疎甲21・大方潤一郎「神宮外苑地区における都市計画制度の濫用」）。

そうであれば、本件計画の判断は著しく不合理な判断であり、また、その判断過程において考慮すべきではない事情を考慮して決定されたものであり、重大な瑕疵があり、著しく不合理なものであるというべきである。

したがって、相手方の主張は根拠不明であり、相手方の主張には理由がない。

(4) 上記③について

相手方は、都市計画法第12条の5第3項第1号ないし同3号に該当すると主張している。

しかしながら、老朽化した大規模スポーツ施設等を段階的かつ連鎖的に建て替える区域であるという意味で第1号の「土地の利用状況が…著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域」に当たるとするが、本件計画において、再開発促進区を定めた区域は、元々、都市計画公園区域であるし、大規模スポーツ施設等についても、これを建て替える必要があるとは言えず、これをリノベーションして活用することが可能であるのに、これを無理矢理に建て替えようとするを前提としている点で、第1号に該当すると言えない。

相手方は、広場や歩行者等の不足等の課題の解決のため、第2号の「土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域」に該当するとするが、これは再開発により3棟の商業施設を含む高層ビルを建築し、そのために利用者人口が増加するために生じることであり、現状を大きく変更しない再開発も可能であると考えられるのであるから同2号に該当するとは言えない。

相手方は、上記の様々な施設等の整備等は、上記の課題の解決にとどまらず、神宮外苑地区全体をより質の高い空間へと発展させることになるという点で、第3号の「土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域」であると主張するが、土地の高度利用をするために道路を新設・拡幅する訳ではないし、その区域の大半が都市計画公園であるから第3号にも該当しないというべきである。

したがって、都市計画法第12条の5第3項の第1号ないし同第3号の要件を満たさないのに、「再開発等促進区」を定めた本件計画は、同法に違反する違法があるから、本件都市計画決定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたものとして違法であり、相手方の主張には理由がない。

(5) 上記④について

この点については、前記2、(3)において詳述したとおりであり、相手方の主張には理由がない。

第3 結 語

以上から、相手方の主張にはいずれも理由がなく、本件執行停止が認容されるべきである。

以上